

雇用保険法の改正

(竹馬社会保険労務士事務所 社会保険労務士 竹馬 大介)

平成 23 年 8 月 1 日より雇用保険法の改正により基本手当（失業給付）の賃金日額の変更などが行われました。改正点は次のとおりです。

基本手当の賃金日額の引き上げ
再就職手当の給付率の引き上げ
常用就職支度手当の給付率の暫定措置の恒久化

具体的な内容は次のとおりです。

賃金日額の引き上げ

| 年齢 (歳) | 賃金日額の上限額 | |
|-------------|----------|----------|
| | 変更前 | 変更後 |
| ～ 29 | 12,290 円 | 12,910 円 |
| 30 ～ 44 | 13,650 円 | 14,340 円 |
| 45 ～ 59 | 15,010 円 | 15,780 円 |
| 60 ～ 64 | 14,540 円 | 15,060 円 |

| 年齢 (歳) | 基本手当日額の上限額 | |
|-------------|------------|---------|
| | 変更前 | 変更後 |
| ～ 29 | 6,145 円 | 6,455 円 |
| 30 ～ 44 | 6,825 円 | 7,170 円 |
| 45 ～ 59 | 7,505 円 | 7,890 円 |
| 60 ～ 64 | 6,543 円 | 6,777 円 |

再就職手当の給付率の引き上げ
給付日数を 1/3 以上残して就職した場合、40%（暫定措置）から 50%（恒久化）に変更されました。また、給付日数を 2/3 以上残して就職した場合は、50%（暫定措置）から 60%（恒久化）に変更されました。

常用就職支度手当の給付率の暫定措置の恒久化

障害者など就職困難者が安定した職業についてた場合に支給される「常用就職支度手当」の給付率（40%）が恒久化されました。

現在、中小企業緊急雇用安定助成金を申請している企業は、判定基礎期間の初日が 8 月 1 日以降の場合、変更後の基本手当日額により支給申請しますので、助成額算定書を作成する際にはご注意ください。



基本手当の賃金日額は 5 年ぶりの増額改定となります。

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ：ナセル株式会社 東京都品川区南品川 4-2-32 品川税経会館 2F
TEL：03-3471-0830 FAX：03-3471-0850 E-mail：info-news@nasel.co.jp